

一般社団法人 日本臨床神経生理学会学術大会長の選出に関する細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本臨床神経生理学会定款第31条で定める日本臨床神経生理学会学術大会(以下「学術大会」という。)の大会長(以下「会長」という。)選出に関して、その選出方法および手続きについて定めるものとする。

(選出方法の原則)

第2条 会長の選出は、学術大会開催を希望する会員(代議員、ただし条件として、大会が行われる前年の10月1日現在で、満65歳未満の者)とする。

立候補を募集し、その立候補者の中から、理事会にて会長推薦者を決定する。

(選出する開催年度)

第3条 会長の選出は、原則として選出手続きを行う年の3年後に開催する学術大会について行うものとする。

(選出手続きの時期)

第4条 会長の選出手続きは、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。

- (1)立候補受付開始 6月1日
- (2)立候補締め切り 6月15日
- (3)理事会での協議・選出 7月理事会
- (4)社員総会での承認 11月-12月

(会長立候補者の募集)

第5条 会長立候補者の募集は、本学会会員ホームページで告知して行うものとする。
2 本学会事務局は、前項による告知が行われたときは、代議員に対して速やかに電子メールでその旨通知するものとする。また本学会会員ホームページでも募集していることを広報する。

(立候補届の提出)

第6条 会長に立候補する代議員は、次に掲げる事項を記載した立候補届を前条の告知で指定された期日までに本学会事務局に書面にて提出しなければならない。

(別紙)

- 1 氏名
- 2 所属ならびに役職
- 3 所属先住所
- 4 生年月日
- 5 代議員以外の役職歴(理事、各委員会委員長、委員等など)
- 6 開催予定地(都市名)
- 7 推薦者(代議員に限る)(理事会での協議等)
- 8 学術大会開催計画(計画概要・抱負等) 200字程度

第7条 本細則第2条で定める会長を選出するための理事会の協議または理事の投票

次の手順で行うものとする。

- (1)理事会は、立候補者が1名の場合、協議を行い、選出する。
- (2)立候補者が2名以上の場合、理事の投票により選出する。
- (3)前項の投票は、理事1人1票を投票するものとし、出席理事の過半数を獲得した立候補者を会長に選出するものとする。
- (4)1回目の投票により選出できなかった場合は、1回目の投票結果の上位から2位までを候補者として、前項の方法により再度投票を行うものとする。
- (5)2回目の投票で獲得した票が同数であった場合は、理事長が決定する。

(細則の改正)

第9条 この要項を改正するときは、理事会の決定を要する。

附則

- 1 この細則は、令和1年11月7日から施行する。
- 2 今後、4年後および5年後に開催する学術大会会長を理事会で決定し、社員総会に報告をすることができるものとする。

3 なお、6月15日までに立候補者がいなかった場合には、理事は基準(代議員、ただし条件として、大会が行われる前年の10月1日現在で、満65歳未満の者)を満たした者を6月末日までに理事会に推薦することができる。理事会は、第7条の手順に準じ、会長を選出する。